

入札遵守事項

入札者は、下記の事項を承知のうえ、入札に参加してください。

なお、この入札遵守事項は、公立大学法人滋賀県立大学会計規則、公立大学法人滋賀県立大学契約事務取扱規程、公立大学法人滋賀県立大学建設工事執行規程ならびに公立大学法人滋賀県立大学建設工事等入札執行要領を抜粋・説明したものです。

1 保証金について

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 契約保証金 入札説明書に記載のとおりとします。

2 前金払および部分払について

- (1) 前金払
保証事業会社の保証があったときに限り前金払をします。
- (2) 部分払
当法人の1会計年度につき3回に限り出来高の10分の9以内で部分払をおこなうことができます。
ただし、最初の部分払は請負金額の40%以上の出来高がなければなりません。

3 落札者の決定方法について

入札説明書に記載のとおりとします。

4 郵便入札について

郵便による入札は取り扱いません。

5 無効入札について

以下の場合にあっては、その入札を無効とします。

- (1) 委任状を提出しない代理人のした入札
- (2) 入札者が法令の規定に違反したとき。
- (3) 入札者が連合して入札したとき。
- (4) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。
- (5) 入札者が他人の代理を兼ね、または2人以上の代理をしたとき。
- (6) 入札者またはその代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。
- (7) 入札書に記名押印がないとき（署名のみのときを含む。）その他必要な記載事項を確認できないとき。
- (8) 入札書の金額が訂正されているとき。
- (9) 入札保証金を納めない者または納めた入札保証金の額が不足する者のした入札
- (10) その他入札に関する条件に違反した入札

6 入札の辞退について

- (1) 入札執行の完了にいたるまでは、いつでも入札を辞退することができます。なお、既に投函した入札書は撤回できません。
- (2) 入札を辞退するときは、その旨を、次に掲げるところにより申し出てください。
ア 入札執行前にあっては、入札辞退届を契約責任者に直接持参し、または郵送して行う。郵送により行うときは、入札の前日までに到達しなければなりません。
イ 入札執行中にあっては、入札辞退届またはその旨を明記した入札書を、入札を執行する者に直接提出して行う。
- (3) 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取り扱いを受けるものではありません。

7 その他必要事項

- (1) 入札価格が予定価格に比し著しく差のあるときは入札執行を一時中止することがあります。この場合には入札執行者の決定するところにより、入札執行の再開・打切りまたは適当な指示をおこなうことがあります。
- (2) 再度入札してもなお落札者のないときは、指名人を替え再入札を執行することがあります。
- (3) 積算内訳書（単価表を除く）を必ず同封してください。工事および提出が必要とされる委託業務の場合は入札書と積算内訳書を同時に投函することになります。提出されない場合は入札に参加できません。
- (4) 落札者は、落札決定の通知を受けたときは1(2)に記載した履行保証措置を講じた上、7日以内に契約書を契約責任者に提出しなければなりません。なお、7日以内に提出できないときは、契約の相手方となる資格を失うことがあります。
- (5) 設計書、図面および仕様書を熟覧し、入札期日の前日までに疑義等の確認をしておいてください。
- (6) この入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはなりません。

8 その他

- (1) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。
- (2) 入札説明書の特記事項については、必ず確認して、入札に参加してください。